

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ)第41条  
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外  
(a) 新築されたもの  
(b) 建築後使用されたことのないもの  
特定認定長期優良住宅  
(c) 新築されたもの  
(d) 建築後使用されたことのないもの  
認定低炭素住宅  
(e) 新築されたもの  
(f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)  
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が  
された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの  
(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ)新築 } } がこの規定  
{ (ニ)取得 }

に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得原因 [移転登記の場合]	売 買 ・ 競 落

令和 年 月 日

沼津市長

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。